

第11回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年3月11日（火）13:00～15:04
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、岡素之（議長）、
大田弘子（議長代理）、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ
（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官
（関係団体）安中市農業委員会、本庄市農業委員会、上田市農業委員会
4. 議題：
（開会）
農地の活用・保全における農業委員会の在り方について
（閉会）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、第11回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は岡議長、大田議長代理に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして金丸座長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○金丸座長 本日はお忙しいところ、委員の皆様には多数御参加いただきまして、心より改めて御礼申し上げます。

本日の議題は、農地の活用、保全における農業委員会の在り方でございます。これまで農業委員会のテーマに関しましては、農水省及び全国農業会議所からヒアリングを行ってまいったわけでございます。

本日は安中市農業委員会、本庄市農業委員会、上田市農業委員会の3つの農業委員会から、現場の話をお伺いすることになっております。

農業委員会の会長及び事務局の皆様におかれましては、御多忙の中、遠路まことにありがとうございます。農業委員会の皆様が現場でどのような活動をされているのか本日お伺いをさせていただきまして、今後の農業委員会の制度の在り方について議論、意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の方にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたします。座長、よろしく
お願いいたします。

○金丸座長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は「農地の活用、保全における農業委員会の在り方について」ということで、3つ
の農業委員会からヒアリングを行わせていただきます。

それでは、まず安中市農業委員会から御説明を10分程度頂戴いたしまして、その後、意
見交換をさせていただきたいと思えます。

それでは、御説明よろしくをお願いいたします。

○安中市農業委員会 こんにちは。今日はたくさんの方々のテレビ等で拝見している方々の前で、
こういうお話をさせていただきます。

私は安中市農業委員長の中島でございます。

まずは、今日は東日本大震災のあった11日でございます。また、先の2月14、15日には、
関東甲信越に対して大変大きな雪の被害が出ました。うちもハウスがつぶれました。

その中で、我々は明日種をまけば来年生えたり、あるいはハウスも注文しても今年末には
ハウスができると思いますが、この放射能に汚染された私のうちの安中のほうの妙義山
のほうは、シイタケあるいは山菜等が幾分放射能があつて採れません。なおかつ、シイタ
ケの原木も切れません。

そういう中で、言ったように我々はすぐにも腰が立ちますけれども、その放射能関係の
方の気持ちをとると、私はここで何て申したらいいのか。俺たちは雪ぐらいのことでよか
った。そういうことを言っているのか。大変これは心配するところでございます。

それでは、まず初めに安中市の説明をさせていただきます。

安中市は群馬県の西部に位置し、周囲は高崎市、富岡市、下仁田町及び西は碓氷峠を挟
んで長野県軽井沢町に接しています。平成18年に旧安中市と松井田町が合併し、新安中市
となりました。土地利用では山林が45%、農地はわずか18%と少なく、周囲を山林に囲ま
れた中山村地帯です。安中市農業委員会は合併した当時49名ありました。現在は選挙委員
24名と専任委員6名の合計30名の委員で運営しております。

次に農業委員会の日常の活動ですが、主に農地パトロールや農地のあつせん、新規就農
者への指導や助言、これが一番大切なところでありますが、目まぐるしく変わる、ころこ
ろ変わる農業政策について我々が知り得た情報など、地域の農業者に情報伝達することが
大変多うございます。また、毎月の定例総会に申請される農地法案件では、現地調査や聞
きとりなどを行い、総会で報告し、審議の参考にしております。

そんな中でも遊休農地の解消には苦慮しておりまして、農地パトロールを実施し、市の
広報や農業委員会だよりで、農地を適正管理するよう呼びかけを行っていますが、依然と
して遊休農地は増加傾向にあります。先ほど申したとおり、なお一層の放射能汚染の影響

で、なお一層荒廃された山あるいは里山が増えていくのであるか、私は大変心配しているところでございます。

遊休農地が増加した原因としては何点かありますが、1つとして安中市では昭和50年ぐらいまでに最も盛んだった養蚕農家が、中国からの輸入品により昭和60年代には激減し、野菜やこんにゃくに転換する農家もありましたが、相当数の農家が離農や規模縮小していきました。このときの桑が放置され、撤去費用もかかるため、借り手もなかなか見当たらずに耕作放棄地となり、解消ができないでいるものが見受けられます。

2つ目に、安中市は基盤整備率が約16%と低く、未整備地区は中山間地域特有の1,000平方メートル、つまり1反歩以下の小面積農地が多く、農道も狭いことから、貸し希望をあっせんしても借り手が見つからないのが現状です。

3つ目に、市街地近くの農地は都市的土地利用も可能になることから、相続のときに農地の分散化が見られ、土地持ち非農家が増加し、耕作されていない農地が見受けられます。これは皆さんもよく御承知のように、みんな所有権は相続に平等に分けられるということです。5人いれば、5反歩あればみんな1反歩ずつもらえる権利があると言うのです。それが一番のネックで、東京に嫁さんに行った、あるいは大阪に嫁さんに行った人たちが、私たちももらえる権利があるんだというので、そういうものがうんと農地が残っているということでございます。

4つ目には、中山間地域特有の農業者の高齢化や担い手不足、イノシシやサルやシカなどによる作物被害の増加などで、経営条件の悪化が農家のやる気をなくさせ、遊休農地の原因となっております。

それと皆さんによく聞いてもらいたいのは、ここが一番大切だと思います。約四十何年前に減反制度により田に桑など永年作物の植えつけを国がやりました。柿を植えろ、あるいは栗を植えろ、お蚕がよかったから、うちもそうです。桑を植えました。それが先ほど言ったように中国から入ってきたから養蚕がだめになって、その桑の木がこんな大木になっている。それが一番の欠点ではないかと思います。

次に今度は資料に移りますか。お手元の資料で説明いたします。1枚目は農地パトロールにより発見した遊休農地に色塗りしたものです。2枚目は色塗りした図面と同じ位置の航空写真です。色が塗られている間にある農地は、地域の担い手により耕作されていますが、基盤整備はされていないため、全体的に言えることは一筆の面積が小さく、傾斜があるため使いづらい農地です。

3枚目の写真の1は、1枚目の図面の①の位置から撮影したのですが、写真の上半分に映っているのが桑が放置されたもので、農道も狭く遊休農地となっているものです。写真の②は傾斜もあり、農道も荒れているため、一体的に遊休農地となってしまっています。写真にあるトタンと有刺鉄線は、耕作地域をイノシシとシカから守るためでございます。すなわち人間がおりのの中に入って耕作しているところでございます。

次に、農業委員会の農地を守る取組ですが、基盤整備実施地域などの優良農地で耕作で

きない場合は、貸し付けるように指導し、地域の担い手にあっせんしています。また、農地転用では比較的市街地から近い基盤整備済みの優良農地を量販店などに誘致したいとの要望が市や土地の所有者から上がっています。市の中でも優良な水田地帯であるため、これを守るべく農業委員会と土地改良区が協力し、歯止めをかけているような状況です。すなわち市長とけんかまではいかないですけれども、我々の大切な農地を守るんだということです。土地改良が済んで8年経過したからいいだとか、そういうことを言いますけれど、我々は農地を守っていくことです。

やはり農業委員会は、法令業務と農業振興業務を一体的に進めてこそ、優良農地を守るものと思っています。

最後になりますが、私も農業委員を長年やっていますが、近年の農地法の改正などにより農業委員の仕事は相当量増えるように感じています。そんなことを言っては悪いですがけれども、昔の人の農業委員のことを言っては悪いけれども、昔は耕作放棄地の問題もなかったでしょう。あるいは鳥獣被害の問題もなかったでしょう。あるいは農地をあっせんすることもなかったでしょう。こういうことを言えば今の農業委員さんはよほどいろんなことをしている。そんなことを言うと長くなってしまうからそこで止めておきます。

こういうことで農業委員会について検討するのも結構ですが、最近の減反政策の廃止など、我々農家は目まぐるしく変わる農業政策に目を回しております。私も本当に落ち着いて農業がしたいです。腰を据えて農業がしたいです。まず1年間あるいは制度が変わるたびにころころ変わるではないですか。それを覚えるだけでも大変ですし、また、それを地域の人に、今の教えるだけだって、今、皆さん農業をやったことのある人もいますが、そういう農家の支部だとかそういうものがなくなってしまったのです。だから頼るのは農業委員なのです。かといって行政に言えば、行政は今日は土曜日で休み、日曜日で休み。結局は地域の農業委員さんにどうにか言ってくれないか、何してくれるんだ、どうしたらいいんだということは我々のことです。実際の農家の声を聞いていただき、中山間地域の現状も踏まえた政策にするよう、意見を国に申し上げていただきたいと思います。

安倍総理大臣が、農業の改善なくして美しい日本はあり得ない。10年後には所得倍増、今年になってしまったから9年後は所得倍増。農業の人はみんなそれに希望を膨らませていることを申し上げて、私のこの安中市のことについて終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○金丸座長 中島会長ありがとうございました。臨場感あふれる、現場感あふれる御説明を賜りました。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問などあればお願いいたします。渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 中島会長、どうも大変御説明ありがとうございました。

安中市の農業委員会で、農業委員の皆さんが大変その耕作放棄地の解消に向けて努力されていらっしゃる様子は、非常に伝わってまいりました。

それに関連してお伺いしたいのですけれども、一番最後に会長の御説明の中で、中山間地に合わせた制度をお願いしたいという話を承ったのですが、もう少し具体的に今の制度をこうしてもらえると、安中市で今、困っている中山間地の耕作放棄地の問題がもっと解消するのだがとか、もう少し具体的なリクエストの中身みたいなものを教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○安中市農業委員会 まず何回も言っているように安中市は16%土地改良ですか。やはり今は昔みたいに草かき持って、鎌を持っていけば、それも農業の1つです。だけれども、今は機械化で自動車が入るのだから、やはり最低でも1反歩以上の区画がなければ、なかなか農業にもそういうところもいかないと思います。

○渡邊専門委員 そうすると、やはり土地改良区等のように、そういう区画整理をして、圃場の整備をしていくことがまず第一だと。

○安中市農業委員会 現に安中市でもそういう区画整理したところはほとんど全部埋まっていると思います。安中市の横野平地域、今は松義台地地域と進んでおりますが、そういうところは安中市の農業者がやらなくても、先ほど言った富岡だとか、そういうところのこんにゃくを作っていた人たちが借りて就農してきております。だからそういうところは耕作放棄地というのは今ありません。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○金丸座長 浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 2つ質問をさせてください。

1つは先ほどももちろん全国的な問題として、土地持ち非農家の問題があるのですけれども、特に非常に詳しく説明していただいたわけですが、このことはある意味ネズミ算的に今後も増えていくということですね。これを農業委員会だけではとてもではないと思うのですけれども、会長が日ごろお考えになっている中で、国全体としてある意味システム的に土地持ち非農家の問題を処理しようと思ったら、どんなアイデアが考えられるかということが1つです。

もう一つは、そんな中で今、必死に耕作放棄地で農地としてまだ使えるところ、緑のところとか黄色の部分について言えば担い手を探してもらえと思うのですけれども、やはり農業委員会で探すことの限界がありますね。そういう意味で今回の中間管理機構に対する期待感なり、あるいはどうだろうかという問題点があれば教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いします。

○安中市農業委員会 まず土地の分散化です。これはやらなければ、先ほど言ったように、これは私には答えられません。分散化だからね。これは相続のほうだから、どうにしろこうにしろというのは私には答えることができません。

ただ1つ、農業を簡単に言えば継ぐというのなら、やはりその跡取りというのですか、渡すとか、あるいは分散で出ていく人には農業する下限面積があるでしょう。5反歩なら5反歩。下限面積を持たなければその農地は相続できませんよだとか、そういうことを言

わなければこれは難しいのではないですか。

中間管理機構は私は大賛成で、中間機構がどうかしてもらわなければ、農業はこれで私の考えではないけれども、中間管理機構さんが最後の手段ではないかと思います。2009年12月に新たな農地法ができたではないですか。農業参入。1社として安中へ貸してください、農業やりたいですよというのはいないです。それを申し上げます。よろしいですか。

○金丸座長 では、北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 先ほど農地を守るという視点から、何かそういう農地に対して、あるいは転用の許可に対して異議を申し立てるようなお話をされたような気がしますけれども、ただ、現実的にそういう場合に、どちらかというとな企業が参入してくる時に農地を出すスタイルは結構農業側にもあるのですが、そういうものも含めまして阻止するというのを事例として何かあれば御発表いただければいいのですけれども。

○安中市農業委員会 入ってくる人を阻止するということですか。

○北村専門委員 転用許可をできないようにというか、それに対して具申をするときに、農業委員会としてここは農地で守りたいんだから、それを何とか止めたいんだという話とかで許可が下りなかったという例があれば。またそれが逆に農業委員会の限界があって認めざるを得ないのか、その辺のところはどうお考えなのでしょう。

○安中市農業委員会 知っているように、第一種農地はどうやったら止めなければならないですね。我々は農業委員だから第一種農地は止めたい。ただ、その中で国道が入ったりいろいろ入ったりして、終戦から第一種農地だから農家の皆さん、食料増産してくださいよとみんなやってきたけれども、だけれども、それでずっととまっていたら日本の経済大国の順位は、2番目にならなかつたでしょうか。やはりそれはそのときには状況に応じて、転用も止むを得ないところもあるのではないですか。

○北村専門委員 実際にそういう要望があったときに、農業委員会としてももしもあれば、これは農地として守りたいんだという具申をされるとか、そういう例はございますか。

○安中市農業委員会 ありますよ。先ほど言ったようにスーパーが入ってきたり、スーパーがやりたいんだということで、どうにかやってくれても、先ほどどこかで話したように。

○北村専門委員 そのお話は聞きました。

○安中市農業委員会 だからそういうもので阻止します。

○北村専門委員 それは一応措置されて、スーパーの進出は止まったという意味ですか。

○安中市農業委員会 はい。止まっているけれども、まだ継続ですね。外から攻めて来られるけれども、やはりそれはどうにかやって阻止しております。

○金丸委員 ありがとうございます。

では林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

耕作放棄地の解消に向けて非常な御苦勞をされていることがよく分かりました。ただ、耕作放棄地問題というのは、農業委員会の皆様の努力では解消できない政策的な制度の間

題があるのだと思います。その中で今日もお話が出ました相続による、例えば東京在住のままの相続での土地持ち非農家。この方たちは耕作放棄地ということで、農地として利用していないにもかかわらず、農地としての恩恵、固定資産税とか相続税とか、または減反の達成もあるかもしれませんが、そういったメリットを受けておられるわけです。そうすると制度の問題として今後、耕作放棄地にしていた場合には、農地としてのそういった恩恵を受けられなくするというような在り方も、制度の改善策としては考えられるのでしょうか。

○安中市農業委員会 それは私が言うことではなくて、農林省だとか国会議員さんだとか、そういう人たちがやる仕事ではないですか。そういうことは。そういうことを、そちらのほうを先に改革して、それで我々のところに下りてきて、こういうふうにやったのだけれども、どうしてできなかったんだというのでやるなら、それは我々農業者、農業委員も悪いけれども、わずか1年や半年ぐらいで農業政策が変わって行って、何が何だか分からないです私たち現場は。

皆さんの家だってどうでしょう。いい図面を書いて、いい大工さんがとんかんとんかんやればいうちはできるのです。自分ちの親父とかみさんとせがれがみんなこれじゃだめだから、これじゃだめだからというので作ったり壊したり、作ったり壊したりだったらいい家は最後にはできないのです。我々農業者は工員なのです。現場なのです。図面を書くのは分からないのです。すばらしい図面を書いて、農業者さん、農業委員さん、こういう政策ができましたよというので、どうして国会議員の皆さんが与野党全員一致で食べ物の。みんなが終戦当時を思い出してくださいよ。この間、朝の連続テレビ小説見ていたら、かみさんに言いましたよ。何であれは麦飯食っていないんだよというので、白米のむすびを食っていたと。あんな楽だったのかというので言ったよ。そうでしょう。

そういういい図面をいただければ、農業委員だって発足したのは昭和26年からだったと思いますよ。つい最近まですばらしくやってきたではないですか。黙って。だから皆さんがそういういろいろの方にですよね。30年も40年もすばらしい農業政策、そういうものを作って我々のところに上げてくださいよというので、こんな皆さんのほうからそちらのほうへ働きかけてもらいたいです。私はそれを言いたいですね。

○金丸座長 ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。

ということは、やはり政策のほうで耕作放棄地問題について今、言ったようなペナルティと言ったらあれですけれども、耕作放棄をするような農地保有者の在り方については見直すことが必要であって、そういう政策がとられれば今、農地をお持ちで将来、相続の問題になるとと思いますが、現場の農家の皆様もむしろ全体の農地の在り方としては、そういった方向の見直しについて異議はないということで伺ってよろしいでしょうか。

○安中市農業委員会 私はそう思います。

○金丸座長 是非林委員の設計の在り方が問われているというのは、是非お考えいただき

たいと思います。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。

私も農業現場にいる人間なのですけれども、現実論として例えば非常に狭い、狭小な斜面にへばりついたような農地というのの在り方についてなのですが、場合によってはここは畑ではなく、田んぼではなく、山に戻ってしまったほうがいいのではないかとということが我々ですら結構あるのですが、特に安中市の場合はなかなかそれを耕作適地、条件的に有利な地域が少ないというお話だったのですけれども、農地を守るということにおいては、守るべきところを守り、山に戻すべきところは山に戻すというような現場の感覚でいらっしゃるのかどうかを教えていただけますか。

○安中市農業委員会 これは山に戻すところもやむを得ないところがありますね。谷底だとか、先ほど言ったようにそういうところを減反で上げておいたのだから、それで養蚕が盛んなときにはそれこそ土手でも川でも何でも、山でも何でもいいところを積みかえて桑を植えてきたところがあるので、そういうところが本当に右も左も山林に囲まれているところはやむを得ないところもあると思います。

○松本専門委員 もう一点、先ほど耕作放棄地にいわゆる養蚕のときの桑が大木化しているというお話があったのですが、こういうものの処理というのは農業委員会では当然手が出せないわけですね。やはり地主の皆さんにそういうものを撤去、こういったものを求めたりとか、そういうことはされたのでしょうか。

○安中市農業委員会 それは指導をやっていますけれども。

○松本専門委員 それに対する回答というのは、地主さんのほうからどういった回答が来ますでしょうか。

○中島会長 回答はなかなか言っても解消はないのです。

○松本専門委員 それは回答が返ってこないのですか。言いわけをされるような回答が多いということですか。

○安中市農業委員会 言いわけで、そんなことを言われてもなんていうので、あとはみんなが撤去してくれるのだったらやってくれないとか、そういうことなのです。ただ、今、撤去をしても、それを畑として使うかあるいは田んぼとして使うかというのでもなかなか今、言っているように道幅が1メートル80ない道だから、なかなかそこまではいかないのです。ただ、そんなものより自分ちの前でナスやきゅうりを作ったほうがいいというので、そういうところはなかなか手が入らないわけです。だからそれはそのままにしておくわけです。

ただ、言ったようにもう一つは農家の下限面積というのがあるではないですか。それを減らせば農地の取得だとかそういうものができなくなってしまうから、またそれを減らさない人もいます。なかなか5反歩、6反歩、うちのほうは、養蚕で先ほど言ったように、みんな養蚕で飯を食って学校に5人も6人も、5反歩、6反歩でやっていた時代だから、養

蚕にそれこそかぶれてしまって、うそではなく安中のほうに来てみればハウスは幾件かありますけれども、ハウスなんかやっている人は1人もというか、幾人もいないということです。それだけ養蚕かぶれしていたということです。

○金丸座長 本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 ありがとうございます。

農業委員会の中での議論といいますか、御披露していただける範囲でいいのですけれども、例えば転用等の案件があったときに選挙委員といいますか、農家側の委員と、選任委員といいますか、それ以外の委員との対立とかあるいは議論の違いとか、会長さんの記憶の範囲で結構ですけれども、何か対立みたいなことがあったことが過去にあったか。御記憶にあるとすればどういう案件だったのか。そのあたり御披露いただければありがたいのですけれども。

○安中市農業委員会 対立はないですね。安中でも私が5期する間に農業委員の選挙が3回ありました。あとは議会推薦と農協推薦と土地改良区推薦があるけれども、みんなそれぞれ農業委員として出てきているのだから、それはそれぞれのちゃんとしたそういうトラブルは専門的に、そのときに土地改良はこうやっているんだというので、あるいは農協はこういうふうになっているんだと、いろいろなほうから聞けるから、そういうトラブルはありません。

ただ、私が今、農業委員会長をしているけれども、新しく出てきた人にはよく言っておきます。農業委員のことは皆さんは市会議員や県会議員はバッジは群馬県では1つきり。市会議員は安中では1つ。農業委員のバッジは北海道から沖縄まで同じ襟章なんだというので、国会議員と同じなのだから一生懸命やってくれというので、それだけはいつも厳しく言っております。襟章に恥をかかないように、それだけ一生懸命やってくれ。それだけ言っております。

○大田議長代理 ありがとうございます。

2点教えてください。1つは、優良農地への開発に歯止めをかけているというふうにおっしゃったのですけれども、そのとき、その農地を持っている農家の方はどんな意向だったのかというのが1つ。

もう一つ、耕作放棄地が発生する原因の1つとして、担い手が見つからないということをおっしゃる農業委員会の方が多いのですけれども、会長のところでは担い手を見つけるために何かやっておられることがあれば、教えてください。

○安中市農業委員会 初めのそれは反対ではないかと思うのです。農地を売却するのはしていません。

○大田議長代理 そのときに優良農地への開発に歯止めをかけているとおっしゃったのですけれども、農家の方は売りたいかったのか、農家の方も阻止したかったのか。

○安中市農業委員会 農家の方は売りたいなくて売りたいなくて、貸したいなくて貸したいなくて、そうでしょう。1反歩幾らになりますか、米を作って。今度また担い手対策は言っては悪いけれ

ども、俺もやりたくなくなりました。あんな政策は。米を売って幾らになりますか。1日仕事に行けば米1俵半買えるのです。我々だって土木作業に行ったって。だから皆さんは売ったりあるいは貸せば1年に賃貸料が何十万と入ってくるではないですか。みんなそれぞれ貸したい、売りたいです。だけれども、それはだめなんだというので。あんたは売りたいけれども、他の人は売りたいくないという人もいるし、こここのところを売ったら、こここのところを転用したらまた次、また次、また次、また次、オーバーに言えば最後には日本が全部農地がなくなってしまうではないか。ということ在地権者には申しております。

担い手については、私たちは新規就農者を一生懸命探しております。探しておりますし、また、入れております。この間もうちのほうでは2名入りました。26歳の青年と。あと、岐阜県から来た人が紬をとるというので、蚕をやり始めました。国の青年就農給付金だとかそういう援助があるから。そういう若い人たちは我々はやっているのです。

ただ、東京の人のテレビだとかいろいろなことを聞いていると、定年過ぎて60歳を過ぎた人に農業に参入すればいい、農業に参入すればいいという言葉だけはいただきたくないのです。農業はそんな簡単ではないのですよ。先ほど言ったように地震もあれば雪もあれば水もうんと出れば、そんな簡単ではない。それで今の農業は先ほども言ったように5,000円や6,000円でできる農業ではないのです。昔はテングが3,000円、鎌が1,000円、いい砥石が1,000円すれば5,000円もあればみんな農業ができたんだよ。今は何百万、何千万なければ農業はできないのです。それをいとも簡単に定年になったら農業すればいい、我々は一生涯懸命取り組んでいるのに、それこそ先ほど言ったように雪になったって、俺たちはふんづぶされたっていいんだというので、他の放射能のあれにしてみればよっぽどいいではないかという、そういう気持ちでやっているのに、いとも簡単に、話が飛んでいると思いますよ。

○金丸座長 では岡議長、お願いします。

○岡議長 中島会長、ありがとうございました。

先ほど座長も言いましたけれども、臨場感あふれるお話ぶりで現場の様子がよく分かりました。今までの農業政策がくるくる変わることによる被害が現場に相当出ているというふうに伺ったわけですが、その中で、今度の農地中間管理機構は評価しているというか、期待しているという御発言がございました。今度の農水省の政策はいいのかなと、我々もあれを進めた一員としてうれしく思いましたが、そこで御質問なのですけれども、中間管理機構と農業委員会がこれからどのような形で連携をしていくのか。あるいは中間管理機構が構想通り事が進んでいったときには、農業委員会の機能は減っていくのか。そのあたりについて会長はどのようなお考えでしょうか。

○安中市農業委員会 中間管理機構は御承知のとおり、まだ完成していないと思いますよ。中間管理機構はまだはっきりとは。だけれども、そういう制度が生まれて農地を守る日本の食料自給率を50%はちょっと、45%にいけばいいかなと思いますけれども、その農地を大きな土地改良をしなくても借り手がいればその部分だけ、5反歩なら5反歩を平らに

してもらったり、あるいは広くしてもらって今、言ったようにそこで農産物の生産を上げていくということになると、鳥獣害もだんだんと山奥へ押せるのではないかと。

私たちが国道 18 号を持っているから、イノシシだってそういうところへ、国道 18 号に出ているのです。交通事故でも何でもなるでしょう。一般の人が、東京の人が行ったって。そういう心配もあるから、なるたけなら中間管理機構さんが入って、それで農業委員さんはどうだというけれども、中間管理機構さんだけでは私はそんなうまい具合にはいかない。地域の農業委員さんが相談に乗ったり走ったりしなければなかなか、信用問題があるから、農業委員さんに頼るほかないのではないかと思う。やはり区長に頼るわけにはいかないし、区長と言っても東京の区長ではないですよ。我々は町内会の代表を区長と言うのです。あるいはいろいろなところに頼むか。だけれども、そういう人たちに頼んだって全然わけが分からないから、やはり地域で選出されている、あるいは出ている農業委員さんに頼んで、こういうふうにやったほうがいいのかね、貸したほうがいいのかね、何したほうがいいのかねというので、そういう御相談を受けたりする。それには事務局はどうやったって必要ですね。事務局は。

○金丸座長 ありがとうございます。

私からも 1 点あるのですけれども、今度の中間管理機構の新しい制度設計の礎になるために、今ある農地台帳のシステム化を促進させて、新しい担い手の候補の方々がそういう農地を見つけやすくするためのシステム化というのが、制度設計の柱の 1 つになっているのですが、現在の安中市の農地台帳のシステム化はどうなっているのか。これは事務局の池田さんにお聞きしたほうがよろしいでしょうか。今どうなっているかということと、今後どういう進化系といいますか、将来のプランはどんなふうなことをお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○安中市農業委員会 現在の安中市の農家台帳のシステムに関しましては、地図のほうのマッチングは現在されておりません。今、データベースで入れてある状態だけになっています。

今後は 4 月以降の中間管理機構の関係によりまして、農地情報公開システムを利用していきたいと考えております。

以上です。

○金丸座長 農地台帳システムは例えば外部からのアクセスはできないまでも、一応、机の上に 1 つのシステムがあって、それは地図情報とは連携されていないというお話ですか。

○安中市農業委員会 そうです。連携はしていません。

○金丸座長 今度、地図情報との連携については、例えば全国農業会議所等でお進めになれる地図情報システムと連携をさせていくという。

○安中市農業委員会 そういう方向で検討中です。

○金丸座長 ありがとうございます。

○安中市農業委員会 最後に 2 分いいですか。

○金丸座長 あと1分ぐらいにしてください。

○安中市農業委員会 では1分30秒お願いします。安中市農業委員会の会長さんが来たということで、ここに若い人がうんといるけれども。

「そろったで そろった 早苗がそろった。植えよ 植えましょ みんなのために。米は宝だ 宝の草だ。植えりゃ黄金の花が咲く

○金丸座長 会長どうもありがとうございます。会長の最後の美声について議事録にどう載せていいかは「(上手な歌)」とか書いておこうかなと思いましたが、本当に今日は遠いところありがとうございました。また、熱心な御説明、本当に今日皆さん満足しているのではないかと思います。本日は本当にありがとうございました。

○安中市農業委員会 どうもありがとうございました。

(説明者入れかえ)

○金丸座長 それでは、進めさせていただきます。

本庄市の農業委員会の皆様、遠いところお忙しいところ本当にありがとうございました。

それでは、10分程度御説明を頂戴して、その後、意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○本庄市農業委員会 埼玉県本庄市から来ました、農業委員会会長の田端講一と申します。よろしく願いいたします。

私はこういうところは初めてで下手なものですから、細かい説明は私のところの事務局長から申し上げますので、自己紹介のみさせていただきます。

私は、旧本庄市と旧児玉町が合併してから2期目の農業委員会長として世話になっているわけですが、本庄市の農業委員会は自ら行動する農業委員ということで、遊休農地解消はもちろんのこと、遊休農地にしないように見回る。これは当たり前なことなのですが、特に本庄市の農業委員会の場合は、3分の2以上が認定農業者でやっております。私も自分で認定農業者になっておりますけれども、おかげ様で私も家に2人の息子夫婦が、今日も「お父さん行ってこいよ」ということで農業をやってくれています。

実は遊休農地の解消のほうも、私は個人的に3,400平方メートルの土地を昨日もやってきました。ちょっと非常に大きい木だったのでチェーンソーなんかで切ったり、雪の溶けた後で大変でしたけれども、ハウスの片付けも、皆さん御存じかどうか知りませんが、先月の豪雪でハウスもつぶれています。でもハウスの中にはまだうちの場合は収穫しないレタスがあるので、そのレタスの収穫が終わらないとハウスを壊す作業に入れられないということで、それまでレタスを採りながら、「私は遊休農地の開墾をするよ」ということで、建設機械を借りたり、チェーンソーで切ったりして、昨日1日やってきました。

そういう関係上、私もやりますけれども、本庄市の農業委員の皆さんは自分から手弁当でずっと今までも遊休農地解消をやっています。うちのほうは同じ埼玉県でも一番北西部で群馬県境に近いところです。うちから小高い山の上からは群馬県庁が見えます。ここからは約80キロ圏内に本庄市がありますけれども、そのような丘陵地です。ですからどうし

ても旧本庄市利根川に近い河川敷のほうは平らで基盤整備もなされているし、結構いい場所が多いのですけれども、私のほうの旧児玉町、秩父に寄ったほうはどうしても昔からの山村部ですので、昔は養蚕をみんなやっていました。うちも養蚕をやっていました。その関係上、どうしても最終的に自分の畑がほしい、自分の桑の木がほしいという、先代から始まってよく開墾をして、山を開墾してできた畑が、逆に今はやっとな開墾したところがだんだん荒地になっていく。これはやはりどうしても先ほどの会長も言ったかもしれませんが、国に押しつける問題ではないですが、農業で食べなくなるとその土地が要らなくなってしまうのです。半数以上、我々の時代には大手集団就職ですか。やはりうちのほうもあるのです。東北ばかりではないのです。やはりどうしても大手の企業に働き手を取られてしまう。それを残された親がやってきて、その人たちが引退するとどうしてもその後、残ったのが桑の畑のことを桑原と言うのですけれども、ジャングル化しているのです。

先ほど話しました、私がやっている耕作放棄地もそうなのです。チェーンソーが写っている写真も違う放棄地の問題です。その関係上、私たち農業委員は自分の仕事はもとより耕作放棄地を減らすこと。また、新規就農者に対して教える。それとは別に、今度は農地転用の問題で何か色々な問題が出た場合、我々の土地を守るために農地転用の審査をするのです。

農地法の3条は農業委員会がやっていますけれども、4条、5条は県知事の許可ですので、我々は審査に出た、転用に出た農地に対して、そのそばで我々が農業をするのに、ここを転用したら我々の土地にどういう影響があるか、影響がなかったら良いのではないですか、という意見を添えて出すだけなのです。それが我々の仕事なのです。それでまた転用を与えた後、今度は違反転用にならないように、昔から違反転用になっているところは幾らか残念ながらあります。でも、ならないようにずっと見張っていくのも我々の仕事なのです。それが一番大変な問題だと思います。

特にこれからは、うちの息子は何とかやってくれるのでいいのですけれども、やらない家が結構あるのです。それはなぜかという、これから食べていけないから。うちの場合は私がこういう性格なので、何だかんだ我々は皆さんのご飯も作っているんだと、私にしてみれば崇高な使命だと思っているのですけれども、何か息子もお父さんとは違うやり方。私のやり方のときは農協一本で売っていたのですけれども、1人のせがれのほうは、「お父さんもう少し世界中を見つめて、楽天市場でも使ってインターネットでやったら？」という事で、今、楽天に大変お世話になって納めていますけれども、頑張っています。

そんな関係上、息子は同じことをやると駄目かもしれないけれども、違うことでもやり始めれば幾らでもやる仕事はあるのです。おかげ様で本庄市はここから80キロ圏内。運賃もある程度安く運べます。よくだからうちなんかも言うのですが、「埼玉県で飯を食えなかったらどこに行っても食えないよ」というぐらい、楽ではないですけれども、消費地がすぐそばにありますから、だからその関係は我々は楽なところにいるなと思っています。

ちょっと駄弁ばかり言って済みませんけれども、自己紹介とさせていただいて、本庄市農業委員会の概要については事務局から説明させていただきます。

○本庄市農業委員会 それでは、お手元の資料を簡単に御説明申し上げます。

まず1の本庄市の概要でございますけれども、本庄市は東京から80キロ圏、埼玉県の北西に位置しております。面積は89.7キロ km^2 、人口は約8万人でございます。南は長瀬町、皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接しております。北部の利根川沿いは肥沃な関東沖積平野が広がっておりますけれども、南西部は500メートル級の山々が連なる山間部でございます。林野面積は24.6 km^2 と全体面積の3分の1近くを占めています。自然災害は少なく、気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候でございますけれども、去る2月14日から15日にかけての大雪では農業用ハウスが倒壊し、甚大な被害を被っております。

農業に関しましては、肥沃な農地に恵まれておりますので、水稲、麦類などの穀物だけではなく、ネギ、きゅうり、ナス、トマト、ホウレンソウ、大和イモ、ブロッコリー、ぶどう、いちごなどの果実まで、それから、花卉栽培も盛んです。

3の小和瀬農村環境保全協議会の取組ですけれども、これは大幅に遊休農地を解消できたという取組事例でございます。

地区の概要ですけれども、小和瀬地区は市の北部に位置しております。利根川の南岸に広がる平坦な畑地帯でございます。農業につきましては露地栽培が中心でございます。全て個人経営で組織はございません。市内の平坦部での多くの農地は、圃場整備で30a区画の農地に整備されておりますけれども、この地区につきましては群馬県伊勢崎市の島村地区と接しております。島村地区の地権者とか耕作者が多数いたこと、それから、都市的な開発事業が期待されていたことなどから未整備なままでございました。それで農地も区画が小さくて不整形。道路も狭くて曲がりくねっている。そういった、耕作条件も悪くて借り手もないという状況でございますので、耕作放棄地が増加して平成16年には竹藪になったり、原野化して大きな雑木まで繁茂してしまった農地も見受けられるようになりました。

平成17年の耕作放棄地は、そういう状況の中で6.5ヘクタールという規模に達したことから、地区の農業委員が自治会と連携して対策を検討した結果、圃場整備を実施しないと根本的には解決しないだろう。まずそれには耕作放棄地を解消して圃場整備事業導入の機運を盛り上げようということで、解消への取組を始めました。

それで平成18年に農業委員会の事業によりまして、耕作放棄地となっておりました30筆、1ヘクタールにつきまして農業委員、これは手弁当でございますけれども、関係地権者、消防団員の計80名が参加して雑草の刈り払い、焼却、整地作業を実施しました。復元された農地は利用権設定によりまして、畜産農家が牧草地として利用を始めております。

その後、平成19年からは国の補助事業に取り組みまして、全ての耕作放棄地を農地に復元することができました。

現在は復元した農地の利用管理に取り組むとともに、説明会を続けておりまして、平成27年には県営事業での着工のめどがついた状況でございます。

次のページをお願いいたします。組織の設立、活動内容につきましては後で御覧になっていただきたいと思っております。これは農業委員会が実施した事業の後の話でございます。

4の本庄市の耕作放棄地の状況なのですけれども、現在の耕作放棄地は84.7ヘクタールと言うことで、市内の農地面積2,491ヘクタールに対しまして3.4%という状況でございます。平成20年度から始まりました全農地の調査では、当初の耕作放棄地は104.0ヘクタールでございました。この中には既に山林化している農地がありました。このような状態の農地の中から、周囲が山林で囲まれておりまして、状況から判断して復元が困難であろうという農地は対象農地から除きました。現在、本庄市の耕作放棄地については徐々にではございますけれども、毎年減っているという状況です。参考ですけれども、これは対象農地から除いた面積、平成20～22年ということで合計26.2ヘクタールとなっております。

5の農地パトロールの取組なのですけれども、本庄市農業委員会では、農地パトロールを毎年7月から8月にかけて、全農業委員が8つの地域に分かれて市内全域の農地を調査しています。農地パトロールの実施通知には、耕作できない農地は農業委員会で借り手や買い手のあっせんを行うという、「農地の貸借売買等意向調査票」を添付して提出できるようにして、耕作放棄地の発生防止に努めています。これが用紙です。これを農業委員会でお配りしております。左側に農業委員会からのお知らせとお願いということで、「農地パトロールを行います。遊休農地は病虫害の温床となりますので、耕作の再開をお願いします。もし耕作ができない場合は買い手をあっせんしますので、こちらの調査票を提出してください」ということで、提出された調査票は農業委員会で閲覧できるというふうになっております。

続きまして6の耕作放棄地が大幅に減少しない理由でございますけれども、この農家から提出された「農地の貸借売買等意向調査票」につきましては、農業委員会事務局で自由に閲覧できますけれども、なかなか契約が成立するまでいきません。その大きな理由ですけれども、貸したい、売りたいという農地は圃場整備事業が未実施で、耕作するための条件が悪い場所がございます。したがって、大型機械での効率的な作業も困難で、借り手もないというのが現状でございます。

市の概要で述べましたとおり、南西部は山間部になっておりまして斜面や谷間の狭い場所に点在している農地が数多くございます。このような場所の農地は面積が小さくて不整形で、道路も狭くて曲がっていて用水も自然水となっております。

次のページになりますけれども、本庄市の耕作放棄地1筆当たりの平均面積は835平方メートルで、1,000平方メートル未満の割合は71%と大多数が本当に小規模な面積の農地となっております。それから、耕作放棄地も分散している状況でございますので、農地の集約化も難しいという状況でございます。こういった農地が多いということで、まず山間部などでの遊休農地対策の抜本的な圃場整備などの条件整備を行うことが必要ではないか

と思われます。

7の、違反転用解消の取組が進展しづらい現状でございますけれども、市内の違反転用件数は13件、面積は3.41ヘクタールでございます。主な用途は資材置場、残土堆積、駐車場となっております。

是正指導も行っておりますけれども、改善は思うように進んでおりません。理由としては違反者の仕事で資材置き場とかに使っている状況。それから、それを正式な手続きをするためには非常に事務量が膨大となるということで、なかなか難しいということで違反の拡大を防止している。それから、農業委員さんは日常的に担当地区を監視して、転用の発生防止に努めているという状況でございます。

8の農業委員会として積極的に取り組んでいる事柄でございますけれども、本庄市では毎月25日に総会を開始して、許可などの議案を審議しております。

大きく分けて2つあるのですけれども、農地を農地のままで所有権や賃借権などの移転や設定をする場合は、農業委員会の許可を得なければなりません。許可申請者の担当地区農業委員さんは、関係者や農地の状況を調査しまして総会で報告して議決いたします。受け手の耕作農地に耕作放棄地とか違反転用があると許可しておりません。

農地を農地以外の用途に転用する場合がございますけれども、これは県知事、面積によっては国の許可を得るわけですが、農業委員会では議案を審議して、意見を付して知事に送付しております。この場合も、担当地区農業委員が関係者や転用農地の状況を調査して総会で報告いたします。特に留意しておりますのが、農地の転用による周辺農地への影響で、コンビニなど24時間営業では、夜間照明によります周辺の作物の生育への影響がどうか。そして住宅や工場などは日照が悪くなったり、排水によります農作物への影響などについて意見を述べている状況です。

農業者の代表組織との活動でございますけれども、農業の振興と活性化のための施策として、市や国に対して農業施策に対する「建議書」を提出しているほか、先日の大雪では緊急対策会議を開催いたしまして意見をまとめて、それを「要望書」として市長と市議会議長に手渡しているという活動も行っております。

後継者対策としては、いわゆるお見合いツアーみたいなイベントをして、農村になるべくお嫁さんに来てもらいたいという活動も支援しております。

農業委員会活動に当たっての問題点なのですけれども、本当にこのようないろんな活動をしている割に、正しく市民に周知されていないという状況がございますので、活動の目的だとか活動の点検・評価を作成しまして、市のホームページで公開して周知に努めているという状況でございます。

次のページの写真でございますけれども、先ほどの小和瀬地区の遊休農地の状況でございます。一番上の左上の図面が遊休農地の場所、真ん中の写真が当時の現況です。このように本当に林になっておりました。それを田端会長みずからチェーンソーを持って伐採しているという写真で、このような作業をして元の農地に戻したという説明資料ござい

ます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。

松本専門委員、お願いいたします。

○松本専門委員 ありがとうございます。

遊休農地問題いろいろあるかと思うのですが、先ほどちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほど耕作放棄地を刈り払いしたりとか木の伐採、こういったものを手弁当でとおっしゃいましたが、費用はもう皆さんの持ち出しでやられたのですか。

○本庄市農業委員会 そのとおりです。これは農業委員会として皆さんでやりましょうということを決めた以上は手弁当でやりましょうということで、そうやっています。

○松本専門委員 そうなった場合、本来だったら農地の所有を地主さんは認められているわけですから、所有者が本来は管理責任を負うべきであって、所有者に対してその費用を弁済していただくなり何なりというのは、本来の筋のような気がするのですが、そういう話にはならなかったのでしょうか。

○本庄市農業委員会 本当は原則としてはそれが一番理想だし、一番いいと思っているのですけれども、それが全然できない。なぜかというと、高齢者になってしまって全然自分の手ではできない。そうすると、逆に耕作放棄地の隣で作っている人が迷惑になるのです。何とかしてくれないかということで農業委員会に持ち込んだりするので、その近所の農業委員が農業委員会の総会の際に、うちはこういう案が妥当だとか言うわけです。そうなった場合に、それでは近所で誰かやる人がいないか。一応は話をするのです。農業委員同士で。でも、どうしてもいなくて、迷惑を皆さんにかけるのだったら、「どうですか？農業委員の皆さんでこういう訳でやりませんか？」ということが始まった発端なのです。

○松本専門委員 そうなると、農業の担い手として全く機能しないような方々が所有をすることに對して意味をなしていないという、いわゆる不在地主も含めてですけれども、本来だったら担い手である農家さんが所有もしくは利用するというのが大前提にあるべきかなと私は思うのですが、そういう農業をやらない人たちの農地所有を、ある一定作らないのであれば、国に返しなさいもしくは売却しなさいというような、そういうペナルティ的なことがあるといいのではないかというジレンマをお感じになることはないでしょうか。

○本庄市農業委員会 その辺はありますよね。でも、それはうちのほうの補佐がそのようなことで、詳しくは厳しくは言わなかったけれども、そのような警告書も出さないけれども、そのような感じのものを出したこともあります。持ち主に対してね。要するに不耕作地を作らないようにして、また、今、委員さんがおっしゃったのは、持っている人が権利がないのだから権利放棄したらどうかというのを言っているのと同じだと思うのですけれども、やはり昔、我々もそうなのですけれども、農家の人は戦前から、私なんかは今の人間ではよく分からないけれども、やはり土地持ち、土地を持っているからうちのだと。

早く言えば農地開放でみんな無くなってしまったというのがあるから、今は人に貸さないという人が、特に年寄りが多い。そんな関係上、俺のものは俺のものではないけれども、ずっと自分のものにしておきたいという人が特に多過ぎて、その人が今、言うように耕作して綺麗に作ってくれているのならいいのです。ところが、そういう人に限って年をとって担い手がいない。みんなよそへ仕事に行ってしまうている。家も変わってしまうている。そうすると年寄りが残るだけで全然できなくなる。

そうかといって人にあげるのはもったいない。せっかく我々が開墾してまで持った土地だから、とてもそこまでできないということになってしまうのです。そうすると取り上げる訳にはこちらはいかないし、どうしてもひどくなれば今のように警告まではできませんけれども、案内で先ほどうちの事務局長が言ったとおり、「どうにか人に貸しませんか、売りませんか」とか聞くのです。聞いてもやはりどちらも嫌だよという場合があったり、そういうときに隣近所をよく知っている農業委員さんが、「今度は私が言ってみますよ、今度は私が言いますよ」と、たまたまその人たちが仲のいい人だったりすると、「ではあなただったらどうにしてもいいから、綺麗にしてもらってもいいよ」と言われたら、ではそこを皆さんで綺麗にしましょう。そのかわり綺麗にする以上は作る人を見つけてから綺麗にしました。そうでないとまた耕作放棄地になってしまうので。

○松本専門委員 分かりました。

もう一つ、本来、農業委員会かやるべき業務を考えたときに、その農地のパトロールとかこういうこと、いわゆる対症療法的な作業が極めて増えてきていて、本来業務ができなくなってきているのではないかと思うのですけれども、そういうジレンマをお感じになることはありますか。

○本庄市農業委員会 とり方が少し違うかもしれませんが、私たちはそれも本来業務ではないかととっています。自分が農業をやっていて農業委員なのだから、やはり守る農業だし、我々はよく私も言うのですけれども、「土地も守るのだけれども、人も守らなければ農業委員ではないよ」と、私はそういう言い方を皆さんに言っています。自らやっているつもりですけれども、答えになりませんで済みません。

○松本専門委員 分かりました。

○金丸座長 ありがとうございます。

浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 今の問題に関連してなのですけれども、そういう耕作放棄している方々のゴネ得ですね。でも皆さん方からしてみたら、自分の農業が侵されるからということで守りに入っている。そういったようなことを全国展開で考えたときに、いわゆる全国農業会議所の存在は皆さん方の農業委員会とどういうふうに結びついているのか。あるいはその農業会議所なんて皆さん方は全然期待もしていないのか、その辺の全国組織との関連でどのようにお考えでしょうか。こういったことはやはり全国組織レベルで、国の政策を変えるなり、あるいは法律を変えるように議員さんをお願いするとか、様々な手立てを全国

的にやっついていかないと多分、解消しないように我々素人は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○本庄市農業委員会 お答えします。やはり全国農業会議というのは我々の上部組織ですので、やはり情報交換の場で一番早い場所なのです。我々は個々に発表しても、違う農業委員会や横に伝えてもらえる、そういう情報をとるためには我々は上部組織が必要だし、その横のつながりが一番必要なのです。

先ほどお聞きしてみると、やはり国に要望するのも1つの農業団体がするのより、県、国までいってやってもらったほうが、我々は早ければこういうところに来てしゃべるのが初めてなので苦手なのですけれども、皆さんはその専門分野なので失礼なのですけれども、話しやすいと思うのです。それと同じで我々は現場の人間なので、そういうことは分かっている意見を持っていってもらう人が必要なのです。中間でも何でも。そうでないと自分たちの中でこういうことをやっているというのはなかなか発表できない。そうすると農業会議なり県の農業会議になると、そういう人たちがいっぱい集まってくるから、それで会議もちよいちよいありますし、今回の場合もこういうところに来てしゃべらせてもらうのは苦手なのですけれども、これはうれしいなと私は思っているのです。だからやはりこれは我々が考えるに昔の人のことを言ったら申しわけないが、もう少し日本の国が、失礼ですけれども、我々農家が何を作ってもどんどん売れる時代だったら、耕作放棄地ができる必要はないのです。自然と私も俺もと、空いている土地を借りてどんどん作るのです。私も今、米、野菜をいっぱい作っています。ただ、うちの場合は人海戦術で、自分の手間は関係なくて、息子たちに教えながら自分も動いています。自ら。だから何とかできる。農家をやっている人は自分の手間を考えている人は余りいない。だからよく馬鹿と言われるのですけれども、これは失礼です。これは失礼ですけれども、そのくらいなのです。

だから国の政策が我々が売るものがどんどん売れたら農地なんか足りなくなります。逆に農家は作ります。企業が入ってきます。いまだに企業が入ってこられないということは、農家が儲からないから。我々みたいに我慢して頑張っている昔の人たちがいて、先人の人たちがいて我々が教わっているから、まして先ほど私が言ったとおり、消費者に届けるんだという気持ちがあるから我々は作ってられるし、だから無農薬でも何でも作っています。やはりそれができるから我々はやっているのです、それを本当は法律で、もう少しこういうふうにしてどうですかと、いい法律を作っていただけのだったら助かりますし、文句を言っているからこれは失礼ですけれども、この間の14日の大雪の後でも国から10分の5の予算、補助をいただきまして、何とか新しいハウスができそうなので、その辺は深く感謝申し上げます。失礼しました。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 ありがとうございます。

耕作放棄地と並んで違反転用の問題も大きな問題を抱えていると思うのですが、お示しいただいた資料の7番のところで、もう少し御説明をいただきたい。理由として違反が所有者の仕事に関係しているということなのですから、これは農業者が他の仕事に従事していたりする、例えば建設業だとか、それで資材置き場として使ってしまったということなのか。このあたりの具体例を教えてくださいということが1点と、こうした違反転用を指摘することは農業委員会の役目といたしますか、パトロールの一環として重要だと思うのですが、これに対するペナルティといたしますか、それに対する罰則というのが農業委員会ではなくて、もっと強制的に様々なシステムとして農業委員会がこう判断したら、これは何万、何十万の罰金だよねというシステムのほうが望ましい気がするのですが、これが2点目。つまり所有者の仕事に関連しての具体例と、見つかったときのペナルティに対してどういうふうにお考えか、そのあたり聞かせてください。

○本庄市農業委員会 お答えします。

まず無断転用が行われている中では、それぞれが各事業主さんがいらっしやいまして、それを生業の一部として使われているという事柄は、なかなかそれを農地に戻していただくということが難しい状況になっているわけです。それがつい昨日とか、つい1年前とか2年前とか発生したものではなくて、10年前とか20年前とか30年前からそれが続いているという状況のものなのです。ですから我々が何らかの面接というお話をする中でも、なかなかそれをすぐ改善するものではないということになっています。

あとは無断転用をしているペナルティの話ですけれども、これは農地法上の法令手続になってきます。最終的には原状回復命令という形で県知事が行うことになります。本庄市では県知事の勧告が行われたものが1件ございます。その勧告が行われたことによって資材置き場、残土置き場といたしますか、そんなものが土木業者が自分の土地をそういう形で使ってしまった。優良農地の中に残土置き場、資材置き場。県が農地に戻しなさいと勧告を行って、その中で資材置き場が残土が年々少なくなって、資材が少なくなって、ゆくゆくは農地に戻していただきますよと。我々と県の職員がそちらの現場まで行って残土が少なくなりましたね、新たに搬入しているものはないのですよねと、そんな話をしながら改善の努力をしていただければと思います。

原状回復命令を県が出した場合には、基本的にそこまでの手続をとった場合、代執行という話を行った中で、その費用負担が相手方から求められるかといったとき、それは大変難しい話になるので、そこまで着手はしていないのが現実だと思います。

以上です。

○金丸座長 その他の委員の皆様。林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

手弁当で耕作放棄地の解消のためにすごい御苦勞をされているということ、本日よく分かりまして、この解消に向けた法律上の政策を至急講じなければいけないと本当に思いました。

具体的な御質問をしたいのですけれども、今日の資料2の写真の2番目と3番目に、会長御自身が伐採なさった木の写真などございます。両手でも一抱えも、もっと大きいような木なのですけれども、ここまで大木になってしまう状況になるまで、どのくらいの期間放置されるとここまで来てしまうのかというのが1つ。まずそれをお伺いしたいと思います。

○本庄市農業委員会 一番下の写真を見ていただければ分かるかなと思うので、子供さんがまたいでいる写真を撮っている。これはたまたまその上が木だったのでのですけれども、これだけ大きくなるとざっと35年。これももとは鳥ですね。鳥が食べていた実が落ちたものが木になる。これは早く伸びるのです。下の切ったものを倒したのを見てもらうと年輪が丸くなっているということは、周りがあいていかに畑だったかということが分かるのです。山林の場合はこういうふうにならないのです。私はこういうものも昔からシイタケの原木を切ってチェーンソーは得意中の得意だったので、本庄市の委員になったらチェーンソーを使う人がいないということで、私が教えますということで率先して教えて、その上の切っているところを見ると分かりますが、手前に木が斜めに切り込みが入っているかなと思うのです。これはプロは皆分かるのですけれども、この方向へ倒しますよと切る合図なのです。そちらに向けて倒れるように切るようにそこに溝をあけたのです。それで皆さん40~50人の人が見ていて、これを倒したときに「本当にすごいですね」と手拍きをして、子供がまたがって写真を撮ったのがこの写真なのです。とりあえず35年ぐらいです。

○林委員 ありがとうございます。

もしこれを土地改良区で専門の業者さんをお願いして整備するとしたら、幾らぐらいかかるのでしょうか。

○本庄市農業委員会 私はこれ自分でやっているだけで分からないのですけれども、ちょっと頼んだら相当かかるというだけで。知っている人がいたら聞きたいぐらいですね。今、事務局に聞いたところ、1反で約100万円ぐらいかかるそうです。1,000平方メートルで。

○林委員 ありがとうございます。

そうすると、多分、相続などで土地持ち非農家になっている方がここの所有者かと思うのですけれども、その方は大変な利得をボランティアの方々によって得ていることになると思うのですが、これで手弁当で整備された後の土地を、ではその後、ただで使ってくださいということにはならないのですか。

○本庄市農業委員会 それが、だから先ほども申したとおり、これは小和瀬地区の一例ですけれども、この後は広いところは畜産農家さんが餌で借りている。あとはNPOを始め皆さんがいろんな景観植物を作ったり、そばを作ってソバ打ちをやったり、あといろんな小さい野菜をみんな作っていますね。それももちろん我々から手が離れたらただです。我々農業委員はもともと手弁当みたいなお給料、年間幾らもらっているかなと皆さん御存じかどうか知りませんが、年間40万ぐらいいただいています。大金ですから。

○林委員 そうすると、所有者の方と新しいこの土地の利用者の方の間では、ただで土地を貸すという点は所有者の方から約束はされているのですか。ある日突然、これは相続でほかに売りたいから、NPO 出ていってくれということになったりはしないのですか。

○本庄市農業委員会 基本的に小和瀬地区の耕作放棄地を解消したものにつきましては、まず他の人に担い手の方に作ってもらおう。耕作を開始してもらおうというのが一番の前提かなと思っていますけれども、そうしたところに綺麗にしてもらったから返してくださいよと言われぬように、利用権設定、少なくとも5年間程度は地主さん綺麗にもらったのだから、無償で貸してくださいねというお話で進んでいます。

そういった中で小和瀬地区の中では、どうしても借り手が見つからないといったものについては、今ではNPOの法人格をとった団体がおりましたので、そこで管理をしてもらってポピーだとか、あるいは景観植物を植えてもらう。そういうところもありまして、中に小さな面積のものにつきましては、草刈り程度で小和瀬地区のグループで管理をしてもらっていている。借り手がどうしても見つからないというのは、そういう管理だけの部分の土地もございます。基本的には綺麗にもらったのだから、少なくとも5年程度はただで貸してくださいねというのが原則になっているようです。

○林委員 少なくとも5年では短いのではないかと思います。35年も放置されているのであれば、実は、今の農地法でも34条に勧告というものがあって、勧告をした後35条で農業委員会は所有権の移転などの協議を求めることができる、という法律上はそういう手続があるのですけれども、実際にこれを農業委員会で発動して、こんな何十年も放置されているようなところについては、所有権を移転しなさいとか、または賃貸しなさいというような協議をされたことはあるのでしょうか。

○本庄市農業委員会 結論から申し上げます。ございません。これの手続を踏んでいくとなると、例え1筆のために事務職の職員をそれに1人張りつけるような形の時間と労力を使うこととなりますので、現実的な取扱いではないので、行うことはできませんでした。

○金丸座長 ありがとうございます。

岡議長、お願いします。

○岡議長 どうもありがとうございました。会長御自身も大変御尽力されているし、御子息も後を継ぐようなお話も伺いましたが、会長もおっしゃったように、ある程度の利益が出るような農業、ある程度所得が確保できる農業にしなければ所詮は長続きしない。これは農業以外の産業でも中小企業のところで共通する部分もございますけれども、そう考えたときに、どうしたら一定の所得が確保できるのか。素人なりに考えると、生産性の高い、効率のいい農業をするということは1つの要素だと思います。

今度できる農地中間管理機構をうまく活用することによって、例えば、会長のところで賃貸ベースであれ何であれ、今の10倍の広さで1つにまとまった土地が確保できて、そこで生産性の高い農業ができるということが実現すれば、御子息の所得が増えるのかなと思って聞いておったのですが。そういう観点で、農地中間管理機構に対して、会長は大変積

極的に期待しておられるのか、余り期待できないと思っておられるのか、率直なところいかがでしょうか。

○本庄市農業委員会 大変貴重な意見ありがとうございます。

私もうちのほうは先ほど申したように中山間地で、中山間直接支払制度をいただいて急なところで水田もやっております。その関係上、今、農地中間管理機構も期待はしているのですけれども、今のところは我々が借りたいよという人がいれば、そこでそれから今度は貸す土地を中間管理機構は見つけてくれるわけなのです。

ところが、我々のところは中山間地なので、まず農地中間管理機構は手を入れるのは農用地、第一種農地で良い面積、平らな面積でなければ今のところは手を出す予定がないのです。私が聞いたところによるとです。済みませんけれども、そんなので実はうちも規模拡大で大きくしています。今日言ったとおり昨日も 3,500 平方メートルやっていますけれども、それはそういうところは入らないのです。

ただ、おかげ様で農地中間管理機構の前に一昨年からは始まっている「人・農地プラン」によって、それを利用してうちなんかも 3 年以内に 3,000 平方メートル以上の遊休農地解消、それから、規模拡大、2 割増やすわけです。そういうことをやったら「人・農地プラン」の中に組み入れてやるから補助金を 10 分の 3 出しますよ。そういう事業があるのです。そちらへ乗っていて、うちの場合は遊休農地解消が始まっているところなのです。だからそれによって今度は農地中間管理機構がもう少し小回りが利く農地中間管理機構になっていただいて、我々の近くの畑でも田んぼでも借りたいのです。でもそういうところまで手を入れて整備していただければ、ちょうど小和瀬の問題ではないですけれども、そういうところに手を入れていただければ借り手もできるのかなと。今のところはうちの本庄市も良い場所は借り手がいっぱいいるのです。実は。ちょっと答えにならないですが、失礼します。ありがとうございます。

○大田議長代理 1 点だけ。今の本庄市の農業委員会も先ほどの安中市の農業委員会も、本当に精力的にやっておられて感銘を受けたのですけれども、全国で農業委員会によって活動が大分違うようです。アンケートを見ても農家からも批判が出るようなところもあるのです。全国、県の三層構造になっていて、何でそんなに農業委員会の中でばらつきが出るのか。そこはどうお考えになりますでしょうか。

○本庄市農業委員会 重複するかもしれませんが、うちなんかの場合は埼玉県農業会議、私もちなみに農業会議の副会長にお世話になっておるのですが、やはりその上の全国の会議、やはりちょいちょい、いろんな会議があれば普通にレベルがなってくるのではないかと思うのです。うちらが幸せなぐらいうまく行ったり来たりさせていただいているし、私もその関係上ちょいちょい出てきますので、何か情報も早く入ってきているから、逆に言えばそこから役員さんが出ていないとか、いろんな交流が少ないのですかね、人のことに対しては余り良く分からないですけれども。でも因みにこの間、私たち研修で沖縄の石垣市の農業委員会と交流会を持ってきました。あそこなんかどンドンやっていました。

羨ましかったです。法人も多かったです。

余分なことを申し上げて済みません。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎてしまいましたので、本庄市の皆様からのヒアリング、意見交換はここで終了させていただきたいと思います。会長、本当に今日はどうもありがとうございました。

(説明者入れかえ)

○金丸座長 それでは、次に上田市農業委員会の皆様からヒアリングを行わせていただきたいと思います。こちらは10分程度御説明をいただきまして、その後、意見交換をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

また、本日2時46分前後に東日本大震災の弔意表明といたしまして、皆様で黙祷をさせていただきたいと思います。また御案内は別途させていただきます。

それでは、上田市農業委員会の会長様、よろしくお願いたします。

○上田市農業委員会 それでは、長野県上田市農業委員会のヒアリングを始めたいと思います。

初めに出席者の紹介を私から申し上げたいと思います。

皆様から向かって一番右でございますが、上田市農業委員会の伊藤忠治会長です。菅平高原で高原野菜を専業としておるところでございます。

続きまして、伊藤会長の隣でございますが、丸子地域自治センター産業観光課長兼農業委員会事務局丸子地域事務所長の丸山登志一所長です。

最後になりましたが、私、上田市農業委員会事務局長の工藤秀樹と申します。どうぞよろしくお願申し上げます。

初めに、上田市の概要につきまして、資料にはございませんけれども、簡単に上田市の御紹介をさせていただきたいと思います。

上田市は長野県の東部に位置する中核都市であり、平成18年3月に当時の上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併をし、新制上田市として8年が経過をいたしました。現在は人口16万人で、県内では長野市、松本市に次ぐ3番目。面積では552km²で6番目に広い面積を有しております。標高でございますが、約400～2,000mと高低の差が大きく、盆地部分の最高気温は35℃前後、最低気温は-10℃程度で、年間の平均降水量が約900mmと全国でも有数な少雨地帯でございます。

産業では、かつては蚕糸業が盛んで蚕都として発展をしてきましたが、時代変化の中で衰退をし、蚕糸業で培われた技術的基盤、そして精神は、その後は機械金属工業に引き継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とします製造業が地域経済を牽引しております。長野県内でも屈指の工業地帯でもございます。

また、商業関係では産学官連携による共同研究を通じまして新製品の開発、技術開発などを積極的に行っており、全国から注目を集めているところでございます。

また、信州の鎌倉、塩田平、別所温泉、菅平高原を初め、年間約 400 万人の観光客が上田市を訪れることから、観光をリーディング産業として位置付け、観光資源の魅力を高め、有機的に連携させ、さらに集客力を高める取組を行うとともに、農業体験やグリーンツーリズムを推進し、新たな広域体験観光にも力を入れているところでございます。

平成 24 年から平成 27 年度までの上田市第 1 次総合計画の後期基本計画の目標に掲げました日本の真ん中、人が真ん中、生活快適都市実現のための各種施策を展開しているところでございます。

次に、農業の概要について申し上げます。比較的標高低い平坦地では水稻、果樹、花卉などが作付けられ、準高冷地では野菜や花卉、また、高冷地ではレタスを主力とする高原野菜が作付けされております。近年ではこの標高差を生かした野菜のリレー栽培が行われるようになり、出荷期間の長期化が図られているところでございます。

年間の農業総生産額はあくまで推計でございしますが、約 90 億円前後で、野菜、米、果樹、キノコ、畜産の順となっております。しかしながら、近年農産物価格の低迷、農業者の高齢化や後継者不足、遊休荒廃農地の増加、鳥獣被害の深刻化、農道や水路など農業用施設の老朽化など、上田市農業も多くの課題を抱えております。

こうした課題解決に向けて、現在、人・農地プランの推進、地域特性等を生かした農業の展開、地産地消の推進、6 次産業化と農商工連携の推進、そして農業用施設の維持、更新など各種施策を講じているところでございます。

ここからはお手元の資料 3 を御覧いただきたいと思っております。上田市農業委員会の概要を申し上げます。

管内の農地面積は 7,282 ヘクタール、農家戸数は 7,327 戸となっております。

農業委員会の組織構成でございしますが、選挙区は 8 選挙区で、選挙委員は 40 名。選任委員は市議会、JA、土地改良区、農業共済組合から選出された 7 名の計 47 名、うち女性農業委員の登用は 3 名で、平均年齢は 67 歳となっております。

部会の構成は農地部会、農政部会、振興部会の 3 つの部会で構成し、各種業務を行っているところでございます。

事務局体制でございしますが、職員が 20 名、そのうち農業委員会に専従する職員は 6 名で 14 名は兼務職員となっております。

業務内容につきましては、農地部会が主体となって取り組んでいる農地業務として、農地法関連、農業経営基盤強化促進法関連、農業振興地域の整備に関する法律関連、農地相談による農地の流動化の促進及び農地利用状況調査などを行っており、実績は記載のとおりでございます。

なお、農地法関連では平成 20 年度から権限移譲を受けまして、業務を遂行しているところでございます。また、農政部会が主体となって取り組んでいる農政業務につきましては、遊休荒廃農地の意向調査や各種団体との連携による優良農地の確保と農地の有効利用促進。上田市農業政策に関する建議の実施及び学童農園等への協力支援などによる地産地消の推

進と、食農教育の充実などに取り組んでいるところでございます。

そして、振興部会が主体となって取り組んでいる振興業務につきましては、関係機関と連携した担い手の育成確保、農地利用集積の推進、農業者年金加入や家族経営協定の普及及び推進、農業委員会だよりの発行などによる情報発信の強化などに取組ながら、上田市農業の振興の一翼を担っているところでございます。

近年、特に農業従事者の高齢化による遊休荒廃農地が増加する中で、農地利用状況調査とあわせて意向調査の実施など、その解消に向けた取組に重点を置いておりますが、新規に遊休荒廃農地が発生しており、全体としては増加傾向であり、全体の9.2%に当たる671ヘクタールが遊休荒廃農地となっているところでございます。

また、農地転用関連につきましては、独自に転用許可後の着工状況確認調査や指導を実施するとともに、毎年行っております農地パトロールや地域住民の協力を得ながら無断転用や違反転用の対応にも努めているところでございます。現在、上田市では市内6地区の農地の集積を含む人・農地プランを作成しておりますが、このプランにおける認定農業者等の形態及び農地のカバー率、農地利用集積率などを総合的に評価した結果、長野県内では77市町村の中で2番目に高い評価をいただいているところでございます。

上田市農業委員会は、この人・農地プランの作成に当たりまして、プランの作成、推進主体となりました上田市農業支援センターの一員として積極的に関与してまいりましたし、今後もプランの見直しに当たっては、引き続き関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、来年度からスタートする農地中間管理事業においても、公選により地域から選ばれた代表であり、地域に精通し活動している農業委員、農業委員会の果たす役割はますます重要となってくるものと考えられます。

続きまして、耕作放棄地解消に向けた優良事例として、上田市丸子地域の陣場台地研究委員会の取組につきまして、丸山地域事務所長から御説明を申し上げたいと思います。

○大川次長 申しわけございません、説明の途中でございますが、ちょうど46分ごろでございますので、ここで恐縮でございますが、黙祷を1分間お願いいたしたいと思います。

それでは、黙祷。

(黙 祷)

○金丸座長 それでは、続けていただけますか。

○上田市農業委員会 それでは、耕作放棄地解消の事例について御紹介をさせていただきます。

資料の3ページの裏からパンフレットを配付してあると思いますが、御覧いただければと思います。

真ん中に陣場地区ワイン用ぶどう団地造成事業というという紙面でございます。左上に事業導入の経緯という欄がございます。陣場台地は、かつては桑畑、薬用ニンジンが栽培されておりました。しかし、農業者の高齢化などにより、平成に入ってから陣場台地の

約 25 ヘクタールが遊休荒廃地化してきておりました。旧丸子町でも陣場台地一体の地域振興を推進するため検討を進めていました。

そんな中、平成 12 年、長野県から丸子町に対して企業の進出についての話があり、その企業がワイン用ぶどうの栽培地を探していたワインメーカーでありました。町では農地として活用が一番であるとの考えから、農業委員、区長を構成員とする陣場地区土地利用研究委員会を組織し、地元説明会を開催するなど、誘致に向けての活動を進めてまいりました。そんな中、全ての地権者が手放しで賛成というわけではありませんでしたが、研究委員の皆さんが農家に直接説明に出向くなど、地道な活動を続けて約 2 年の歳月を要して地権者約 100 名の同意を得ることができました。その後も栽培面積の拡大に応じて同様の活動を展開し、現在、マリコヴィンヤードというぶどう園になっておりますが、解消面積が約 21 ヘクタールということになっております。

また、昨年から 10 年の利用権設定の期限が終了し、契約の更新が始まりました。研究委員の中でも農業委員が中心となりまして地権者の説明会、また、直接農家へ出向いて説明するなど御尽力いただいております、契約の更新に結びついてるところでございます。

現在、陣場台地研究委員会は地元の自治会長、現役の農業委員、農業委員経験者、地域の担い手など約 40 名が構成員となっており、地域活性化に向けた取組も行っております。地域の皆さんや小学生と一緒にじゃがいもやそばを栽培したり、収穫したそばで試食会を行ったり、ワインイベントを開催するなど地域振興のリーダー的な存在となっております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問とか意見を頂戴したいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。

上田市の担い手の平均年齢もかなり今、上がってきているかと思うのですが、それを考えると恐らく例えば 10 年後、後継者も数は限られていると思うのですけれども、このままいくと 10 年後は大変なことになるのではないかと第三者的に見ると感じるのですが、そのあたりに御不安を感じる場所がおありかどうか。それと先ほど企業がワイナリーがぶどうの栽培でということなのですけれども、例えば隣接の市町村の担い手さんが上田市のほうに拡張してきた例があるのか、トラブルはなかったのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○金丸座長 お願いいたします。

○上田市農業委員会 それでは、10 年後の不安ということでございました。現在、上田市におきましても、先ほど説明の中で、若干お話ししましたが、農業支援センターという組織を構成しています。今後なかなか個々の農家では対応し切れない部分があるということで、平成 9 年にこの農業支援センターを立ち上げまして、いわゆる集落営農、地域営農システムの確立、要するに地域のことは地域の皆さん地域でやっという体制づく

りを目的として組織しました。その支援センターの下部組織といたしまして、上田市の場合は JA の営農センター単位に活性化委員会という委員会を組織しておりますし、さらにその下部組織として営農活性化組合という組織をしております。これは今後個々の農家では対応し切れない部分については、こうした地域営農、集落営農の取り組みを通じて、地域の農業については対応していこうではないかというシステムづくりをしておりますので、全く不安はないと言えましょうそのなるかもしれませんが、今後このような組織の活躍が期待されるのではないかと考えております。

○上田市農業委員会 それでは、私は、菅平地区を担当しながら、上田全体のところを見ておるわけでございますが、特に菅平地区というのは高冷地でございます、標高が 1,300 ～1,400 メートルのところ農地が点在しております、米作は積雪寒冷地のため米づくりはできません。したがって、高原野菜の栽培をしておりますところでございまして、100 戸足らずの農家でございますけれども、70%の農家に若い後継者がおりまして、後継者に対しましては当面心配ないわけでございます。

したがって、数年前にアンケートをとったところ、菅平の農業者はまだ 30 ヘクタールほどの農地が足りないよということでございまして、現在、菅平では遊休荒廃農地は 1 筆もございません。全て耕作されておるわけでございます。そして、その足りない分を補うために標高 600 メートル付近に下りまして、そしてそこにある遊休荒廃農地を再生してお借りし、そしてリレー出荷と申しまして、菅平の出荷が 6 月 20 日ごろから収穫ができるのですが、その前に 600 メートルのところ 1 カ月前に引っ張りまして、5 月中旬から 6 月中旬まで収穫をし、その収穫が終わるともう菅平のほうでは定植してあり、すぐ続けて収穫ができる。したがって、5 月中旬から 10 月終わりまでということになりまして、菅平の収穫が終わりますとまた 600 メートルのところへ下りまして、2 回目の作付けをするわけでございます。

2 回目の作付けは 8 月中旬から下旬にかけて 2 回目の定植をしてあります。そうしたものを菅平の収穫が終わったら下へまた下りまして、そして 10 月下旬まで収穫をするということでございまして、結局、前後 1 カ月ずつトータルで 2 カ月間従来より出荷期間が長くなるというような体制の中で行っております、現在の実績と申しますと、菅平の 18 戸の農家が下のほうへ下りまして 15 ヘクタールの農地をお借りして今、耕作をしておりますのでございます。

そんな形の中で間もなく仕上がる県営中山間総合整備事業というものが今、殿城地区で行われておりました、約 10 ヘクタールぐらいが農地として再生されるわけでございますが、その 8 割程度をまた菅平の人たちに貸していただいて、そして規模拡大をしていく。こういったものが菅平の実情でございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 時代背景の違いの中で、農業委員会の役割が変わってきたかどうかをお伺いしたいのですが、当時 14 年から 16 年にかけてメルシャンさんを誘致するに当たって非常に粘り強くやられたということかと思えます。現在はこういった農業参入も含め、全国各地でいろいろ行われている、または企業そのものもいろいろなところに出ていくようになった。そういう中で時間をかけてこのような取組ができづらくなってきているかと思えますけれども、農業委員会として当時はできたけれども、今はできなくなって、もう少しこういうふうに変わっていったほうがいいのではないかというようなことを何か感じられているかどうか。その辺のところを少し教えてください。

○上田市農業委員会 似たような事例で昨年から法人で南高梅を栽培したいという法人が相談にみえました。そんな中でやはり遊休荒廃地の解消と、また、企業の熱意というものを受けとめまして、地元農業委員とともに農地を紹介しているという事例もございまして、いずれにしろ農地の中間に入る農業委員が動いていただければ、だから今のところまとまっていくのではないかと私どもの地区では思っております。

以上です。

○田中専門委員 いろいろな段階があると思えます。まず県のほうに例えば御相談がある、あるいは市に直接ある。そこから農業委員会の皆様へ実務として落とされていくようなことがあると思えますけれども、どの段階できちんとその熱意を受けとめて伝わっていくことが企業参入まで、地域を取りまとめるというところまでいくのか、どの段階が重要なのか、その辺のところを教えてください。

○上田市農業委員会 先ほどの話についても県を通しての話もありますし、直接、私どもの事務所にみえるという場合もあります。先ほどの例につきましても直接、私どものほうの事務所にみえられたケースでございます。その中で現在、その企業が違う市で事業をやっているのですが、その事業の内容、また、その事業に関わっている皆様、他の市町村の地域の皆様方のお話などをお聞きした中で、私どものところでもできるのではないかと判断をした中で、向こうの企業の例えば面積であるとか、標高であるとか、傾斜であるとか、様々な要望をお聞きした上で、それに見合った地域の選定を事務局でしまして、それから、各地域の農業委員さんのほうにお願いをしていくという段階になっております。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 関連して、この陣場地区のもともとの名称は土地利用研究委員会。これはこの資料によりますと、元地元の区長だとか町議会議員、農業委員等で構成されているということですが、ほかにどういう方が構成員になっているかということと、音頭を取られたといいますか、そもそもこういう研究会を立ち上げるきっかけになったといいますか、どういう経緯でこういう研究会が組織されたのかということについて、教えていただければと思います。

○上田市農業委員会 最初、陣場土地利用研究委員会につきましては、地元の区長 9 名、

農業委員 9 名で最初は発足しました。なお、その前に町では検討していた段階で陣場地域一帯の地域振興を推進するということから、この研究委員会が始まる前に既に農業委員、区長、町議会議員、農家等々と意見交換をしておりました。そんな中、メルシャンから話があったので研究委員会を立ち上げてやってきたということでございます。

なお、現在の構成は農業委員と元農業委員で 10 名、町会議員が 1 名、担い手さんが 3 名、地権者の方が何人か入っておられて全部で 40 名となっています。

最初のきっかけにつきましては、やはり県から話があった段階で、町としてはその一体の地域振興を推進するための検討を進めていた中で話があったので、町が最初設置しました検討委員会みたいな形の中で話をおろしていったのがきっかけと考えております。

○金丸座長 ありがとうございます。

○田中専門委員 ちょっと確認なのですが、そのときに首長の大きな方針がなければいけないでしょうか。

○上田市農業委員会 そのとおり首長の判断が大きな要素にもなっております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんでしょうか。時間も過ぎてまいりましたので、上田市の農業委員会の皆様との意見交換会はこれで終了させていただきたいと思えます。

上田市の農業委員会の会長始め、皆様本当にありがとうございました。